

仙台市介護助手活用促進事業補助金交付要綱

(令和 6 年 5 月 31 日健康福祉局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、仙台市内で介護サービス事業を運営する法人における介護助手の活用を促進することにより、介護人材の確保を図ることを目的として、当該法人が介護助手の採用活動に要する経費を支出した場合に、市が予算の範囲内において、補助金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和 55 年仙台市規則第 30 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業者 第 10 条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者をいう。
- (2) 補助事業 第 10 条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた事業をいう。
- (3) 介護サービス事業 介護保険法に規定するサービスのうち、次のア～エを除いた事業をいう。
 - ア 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導
 - イ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与
 - ウ 特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入
 - エ 住宅改修・介護予防住宅改修
- (4) 介護助手 介護現場における身体介護等の専門的な業務以外の周辺業務に従事する者をいう。

(補助金の交付対象者)

第 3 条 この補助金の交付を受けることができる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 仙台市内において介護サービス事業を行っている法人であること
- (2) 仙台市内に本部を置く法人であること
- (3) 市税の滞納がないこと
- (4) 暴力団等と関係を有していないこと

(市税の滞納がないことの確認等)

第 4 条 前条第 3 号に規定する要件は、市長が補助金の交付の申請をしようとする者の同意に基づいて市税の納税状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が、市税の滞納がないことの証明書（申請日前 30 日以内に交付を受けたものに限る。）を提出した場合はこの限りではない。

(市税の取扱い)

第5条 第3条第3号に規定する市税とは、個人の市民税（当該法人が仙台市市税条例第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、特別土地保有税、事業所税、都市計画税とする。

(補助対象事業)

第6条 この補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、介護助手の採用に係る事業とし、かつ他の制度による補助を受けていないものとする。

(補助対象経費)

第7条 補助対象となる経費は、補助対象事業に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。ただし、交付対象者が補助対象経費を全額負担している場合に限る。

- (1) 介護助手を募集するための広報に要する経費
- (2) 介護助手を募集するための事前説明会の開催に要する経費
- (3) 介護助手の雇用に当たって用意する必要がある物品に要する経費（消耗品費（その性質、形状が1回又は短期間の使用により消耗するもので、取得価格が2万円未満のもの）、印刷製本費、通信運搬費に限る。）
- (4) その他市長が適当と認める経費

2 補助金の交付の対象となる経費には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税を含まない。

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する金額とする。ただし、一法人において一会計年度につき7万5千円を上限とする。

(交付の申請)

第9条 規則第3条第1項の規定による交付の申請は、仙台市介護助手活用促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、事業着手前までに市長に提出して行うものとする。

(交付の決定等)

第10条 市長は、前条の規定による申請が到達してから30日以内に、当該申請に係る書類等の審査を行い、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付決定をするものとする。

- 2 市長は、前項の規定により交付決定をしたときは、その決定の内容を仙台市介護助手活用促進事業補助金交付決定書（様式第2-1号）により、補助事業者へ通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による審査の結果、補助金を交付することが不適当と認めたときは、申請を行った者に対し、仙台市介護助手活用促進事業補助金不交付決定書（様式第2-2号）により、その旨及び理由を通知するものとする。

（交付の条件）

第11条 規則第5条第1項第1号に規定する市長の定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費の配分の変更で、費目相互間の流用、かつ、その額が当該流用に係る費目のうち少ない費目の額の2割以内であるもの
 - (2) 補助対象事業の内容の変更（当初事業目的を変更しない範囲のものに限る。）で、補助金の額に変更を生じないもの
- 2 規則第5条第1項の規定による変更等の申請は、仙台市介護助手活用促進事業補助金事業変更等承認申請書（様式第3号、第4号）により行うものとする。
 - 3 前項の申請に対する承認は、仙台市介護助手活用促進事業補助金事業（変更・中止・廃止）承認通知書（様式第5号）により行うものとする。この場合、市長は、交付の決定を取り消し、又は変更することができる。
 - 4 前項の規定による取消し又は変更を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。
 - 5 規則第5条第1項に定める条件のほか規則第5条第2項の規定による交付の条件は、次のとおりとする。
 - (1) 補助事業の申し込みにあたり、当該事業の実施により最大限の効果をもたらすべき必要最低限の経費とするよう留意すること。
 - (2) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
 - (3) 関係法令、規則、及びこの要綱を遵守すること。
 - (4) その他市長が必要と認める事項

（申請の取下げ）

第12条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、交付決定の通知があった日から30日を経過した日までに仙台市介護助手活用促進事業補助金交付申請取下書（様式第6号）により行うものとする。

(実績報告)

第13条 規則第12条の規定による実績報告は、仙台市介護助手活用促進事業補助金実績報告書（様式第7号）に必要な書類を添えて、補助事業完了後速やかに行わなければならない。

(補助金の額の確定及び交付)

第14条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査を行った上で、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとし、規則第13条の規定による通知は、仙台市介護助手活用促進事業補助金確定通知書（様式第8号）により行うものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の額の確定を行った後に補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき

2 前項の取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

(立入検査等)

第17条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は本市職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。

2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(書類の整備等)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を

整備し、かつ補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

(委任)

第19条 この要綱の施行に関し必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から実施する。

附 則 (令和7年3月24日改正)

この改正は、令和7年4月1日から適用する。